

断トツの文化^{アート}芸術の力で香川を日本一住みたいまちに



近年、加速度的に進む人口減少や少子高齢化に伴い、地域活力の低下が懸念される中、地方創生の取組みと相まって、文化芸術の資源を地域の活性化につなげようとする動きが注目されるようになりました。地域の特性を生かし、現代美術やメディア芸術、文化財や伝統工芸、郷土芸能等を活用した地域づくりに対する関心は、今まで以上に高まっています。

香川県では、平成 22 年に第 1 回目を開催した瀬戸内国際芸術祭など、文化芸術を通じた地域の活性化を図るため様々な施策に取り組んでおり、平成 27 年 4 月には文化芸術局を設置いたしました。また、同年に策定した「新・せとうち田園都市創造計画」では、「笑顔で暮らせる香川」の実現に向けて、「アート県の魅力を高める」ことを重点施策の 1 つに掲げています。

国においても、昨年、改正「文化芸術基本法」が施行され、観光やまちづくり等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開に重点が置かれるようになり、改正法を受けた国の「文化芸術基本計画（第 1 期）」では、文化芸術の多様な価値を活かして未来をつくるために今後の文化芸術政策が目指すべき姿が示されました。

今や、国をあげて文化芸術を人々の生活の向上に活かしていこうという機運が高まっています。

こうした中、香川県では、平成 19 年に制定した「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」に基づき、計画期間を 5 年とする「香川県文化芸術振興計画」を 2 期にわたり策定してきましたが、今回の第 3 期計画では、文化芸術の持つ意義と効果を再確認するとともに、本県が有する文化芸術資源の豊かさを認識した上で、本県が文化芸術の振興に取り組む目的をより明確にするため、「断トツの文化芸術（アート）の力で香川を日本一住みたいまちに」を目標として掲げました。

この目標には、文化芸術の持つ多面的で広範囲な意義と効果が地方にもたらす様々な恩恵をまちの魅力向上に結びつけ、他地域との差別化を図ることで、県政の最重要課題の 1 つである人口減少問題の克服、特に若者の定住促進につなげていこうという意図が込められています。

その実現に向け、「文化資源をすべての県民のために」という対内的方向と「魅力あるアート県ブランドの確立」という対外的方向の 2 つの方向性を定めました。本文 11 ページでは、それを 1 つの鍋にたとえています。鍋の中に材料として入っているのは文化的ポテンシャルで、そこに熱を加えて煮込むというのが文化芸術振興施策の役割であり、第一の方向性です。これにより鍋の上部では対流が発生します。上向きの流れは情報発信で、鍋から立ちのぼる文化の香りを全国、そして世界に運ぶ、ブランド化という第二の方向性であり、その香りが全国や世界に達し、人々

を惹きつけるという下向きの流れになります。この対流を活発化させてポジティブな循環を形成することで、交流人口や定住人口の増加を図り、香川をさらに元気にしていきたいと考えています。

今後、この計画に沿って、文化芸術の振興に資する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の皆様と連携・協働しながら、目標に向かって取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

「文化の問題は、個人の趣味の問題であり、私事に過ぎない、という考えは、… もはや過去のものとなった。国民の文化的欲求は、生きるための基本的な欲求の重要な一部なのであって、これにいかに対応するかは、行政の避けることのできない本来的な問題である」

これは、故大平正芳元内閣総理大臣の「田園都市国家構想」の報告書にある言葉です。この構想は、第一次大平内閣発足後に立ち上げられた総理直属の政策研究グループによって、今から40年近く前にまとめられました。昭和54年1月、総理就任後最初の施政方針演説の冒頭においても「文化の時代の到来」を宣言した大平元総理には、文化の持つ根源的な価値がはっきりと見えていたのかも知れません。

この計画の中に、郷土が生んだ偉大な先人のこうした理想のひとかけらだけでも込めることができたのであれば幸いです。

結びに、計画の策定に当たり、県議会、県文化芸術振興審議会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

香川県知事 浜田 恵造

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 文化芸術を取り巻く主な情勢	2
5 国の主な状況	3
6 課題	4
7 目標と方向性	6
8 基本的な方針	8
9 各主体の役割	9
10 施策体系	10
11 基本的な施策	12
12 計画の検証	18
◆ 参考資料	19

1 計画策定の趣旨

香川県では、平成 19 年 12 月に、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成 20 年を文化芸術振興元年と位置付け、以来、5 年ごとに、文化芸術の振興の目標や基本的な方針、文化芸術の振興のために重点的に実施する事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）を策定しています。

これまで 2 期の計画では、「文化芸術を担う人材の育成」、「文化芸術を育む環境の整備」、「香川の特色ある文化芸術を活かした地域づくり」の 3 つの基本的な方針の下、様々な事業に取り組んできました。

この間、文化芸術行政を取り巻く諸情勢に大きな変化が生じており、将来を見据えた施策の方向性を見出すため、平成 30 年度からの新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

条例第 20 条の規定により、計画は原則として 5 年ごとに定めるものとされていることから、第 2 期の計画（平成 25 年度～平成 29 年度）に続く平成 30 年度から 5 年間の計画を策定するものであり、同条第 2 項により、計画では、文化芸術の振興の目標、基本的な方針及び重点的に実施する事業のほか、文化芸術の振興のために必要な事項を定めます。

また、県の事業だけでなく、文化芸術施策の推進において県と緊密な関係にある公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団（以下「置県財団」という。）の事業も含めます。

なお、この計画は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定される「地方文化芸術推進基本計画」となるものです。

3 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

4 文化芸術を取り巻く主な情勢

本県人口は平成 11 年をピークに以後 17 年連続で減少しています。その要因として、少子化による自然減に加えて、若者の県外流出等による人口の社会減が大きな影響を及ぼしています。若者流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、本県だけでなく全国のあらゆる地域において、伝統文化や文化財の保存・継承者など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退などをもたらしており、地域活力の低下が懸念されています。

その一方で、地方みずからが地方の魅力を再認識し、地域の創生に取り組む気運が盛り上がってきています。文化芸術を生かした地域活性化の取組みが全国各地で行われるようになる中、瀬戸内国際芸術祭はそのトップランナーとして注目されています。

地域づくりに文化財を積極的に活用しようという流れも活発になってきており、個性あふれる地域づくりの礎として文化財を活用することは、地域振興や観光振興等とも相まって、地方創生や地域経済の活性化に貢献することが期待されています。

また、東日本大震災・熊本地震などの災害からの復興の中で、文化芸術が心の支えになり人と人とのつながりのきっかけとなったことで、文化芸術の果たす役割の重要性が再認識されたことも指摘されています。

さらに、社会のグローバル化が進み、文化芸術の分野でも国境を越えた相互交流が活発になってきています。本県では、国際定期航空路線の整備等により外国人観光客数の伸びが著しく、特に、瀬戸内国際芸術祭の開催などによりアートを目的として来県する外国人が急増しています。

加えて、情報通信網の急速な発展・普及や、それを基盤とした新しい技術の開発により、日常生活の隅々にまで情報化が浸透しつつあります。高度情報化社会の到来は、人々の文化芸術へのアクセス方法のみならず、メディア芸術に代表されるように文化芸術の表現方法にも大きな影響を及ぼしてきています。

こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、平成 27 年 10 月に「かがわ人口ビジョン」を策定し、平成 72（2060）年に人口約 76 万人を維持するという目標を掲げたところであり、文化芸術による地域づくりの観点からもこの目標の実現に向けた取組みが求められています。

5 国の主な状況

国では、「文化芸術振興基本法」（平成 13 年法律第 148 号）に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、おおむね 6 年間（平成 27 年度～平成 32 年度）を見通した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」を策定しました（平成 27 年 5 月閣議決定）。

同方針では、「文化芸術立国」の実現を目指して五つの重点戦略を推進することとしています。

重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援

重点戦略 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

重点戦略 4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進

重点戦略 5：文化芸術振興のための体制の整備

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、「文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていく新たな機会」と捉え、「文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施する」としています。

さらに、平成 29 年 6 月には、「文化芸術振興基本法」が、平成 13 年の制定以来、初めて改正されました。

この改正は、「少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められていること、文化芸術の祭典でもある 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化芸術の新たな価値を世界へ発信・創出する好機であることから、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、その各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの」（文化庁通知 29 庁房第 125 号）であり、法律の題名も「文化芸術基本法」に改められました。

6 課題

県では、第2期計画に基づき、これまでの5年間に様々な施策に取り組んできたところですが、過去の成果を検証し、社会情勢の変化や国の新たな方針等も踏まえ、課題を整理しました。

〔人材の育成〕

文化芸術の裾野を広げるためには、文化芸術活動に自ら主体的に関わる人々への支援と、聴衆や観客など文化芸術の成果を受け取る側への啓発という二つのアプローチが考えられます。

まず、県民が文化芸術活動に主体的に参加するよう促すためには、県民自らが関わる創造的な活動に対する支援を充実させるとともに、先導的役割を果たす者や地域で長年取り組んでいる者等を顕彰していくことも重要です。

一方、文化芸術の享受者として、県民が文化芸術により親しみを感じるようにするためには、特に子どもや若者に対する文化芸術に関する教育をさらに進めるとともに、県民が文化芸術を学習する機会についても、質・量両面において充実させていく必要があります。

さらに、県民が文化芸術を身近に感じ、文化芸術を地域づくりに生かしていくための橋渡しを行う人材の育成を進めていくことも重要な課題となっています。

〔環境の整備〕

人々の価値観や文化芸術における表現方法の多様化などに伴い、行政の関与が期待される「文化」の範囲が広がってきている中で、文化芸術のもたらす効果を地域活性化に有効に活用するためには、これまで以上に、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など行政の他分野や市町、民間との連携が求められています。また、文化芸術振興に係る行政ニーズの変化に対応できるよう、置県財団の機能強化などにより、機動的に取り組むことができる体制の整備を図ることが必要となってきます。

また、県立ミュージアムや東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、県民ホール等の文化施設については、各施設が担う役割や特色を押さえた上で、多くの県民に利用されるよう活用の仕方などについて検討するとともに、老朽化が進む施設については、利用者のニーズや安全性を踏まえた改修や改善を計画的に行う必要があります。

あわせて、アート県ブランドの確立に向け、本県の有する文化芸術の魅力を全国や世界に向けて戦略的に発信する環境を整備するとともに、子ども、高齢者、障害者、経済的弱者等が容易に文化芸術に触れる機会についても充実させていかなければなりません。

〔地域づくり〕

地方における大きな課題となっている人口の社会減、特に若者の減少に対応するには、何より、若者が住みたいと思うような地域にしていかなければなりません。魅力ある地域づくりにおいて文化芸術が重要な役割を果たすことは論をまたないところです。

地域の魅力アップを図るには、まず、自分たち自身が自分たちの住むまちに魅力を感じ誇りを

持つことが何より大切であり、有形・無形の文化財やまち並み、地域の歴史、伝統工芸などを地域づくりに積極的に活用していくことは、その最も効果的な手段の一つです。また、高度情報化社会の急速な進展は文化芸術の分野にも大きな影響を及ぼしており、これまでの概念に捉われることなく、新しいコミュニケーション手段やメディア芸術など新しい表現にも柔軟に対応していく必要性が高まってきています。

その上で、自分たちが感じる魅力がよその地域の人からも魅力的に見えるかという観点も重要です。「住んでみたら魅力的だった」というだけでなく、「どうも良さそうだ」という評判は、特に県外からの若者流入に取り組む上では欠かせません。もちろん良い評判は自然に広がるものではありますが、そういった評価を得られるよう積極的に取り組むこと、いわゆるブランディングの発想が求められます。

魅力アップとブランディングという二つの視点で個別事業のいくつかを見てみると、まず、瀬戸内国際芸術祭については、これまで3回開催した実績と経験を踏まえ、地域の活性化、地域間の交流促進、人材の育成、アート県のブランディングなど多角的な観点から、地域が抱える諸課題に貢献することが期待されています。県立ミュージアム等での展覧会実施にあたっては、一人でも多くの県民に文化資源を届けることを第一の使命とし、これまで以上に入場者数を意識していく必要があります。また、香川漆芸などの伝統工芸については、優れた伝統工芸技法の継承はもちろんのこと、アート県ブランドのラインナップ充実を図るためのブランディングを念頭においた取組みを推進する必要があります。四国遍路については、文化の分野での世界的ブランドともいべきユネスコ世界文化遺産への登録へ向けて、四国が一丸となって取り組んでいるところですが、引き続き、顕著で普遍的な価値の研究や構成資産の保護を進めるとともに、一層の機運の醸成を図り、まずは一日も早い国内暫定一覧表入りを達成することが求められます。

さらに、文化資源の充実と活用も重要な課題です。文化資源には、有形・無形の文化財や、秀逸な美術作品、貴重な歴史資料などのほか、舞台芸術ホールや美術館などの文化施設、さらには文化芸術に投下される資金や人材などが含まれますが、その充実を図りながら各リソースが一人でも多くの県民に届けられるよう有効に活用していかなければなりません。本県には優れた文化財が数多くあることからその掘り起こしや磨き上げを図るとともに、文化的・芸術的価値が高い美術品等の収蔵に継続して取り組む必要があります。

〔その他〕

県の文化振興施策の原資は、県の一般財源及び国費の他、「香川県文化芸術振興基金」（以下「基金」という。）及び置県財団に多くを依存しています。基金は、文化芸術の振興に資する事業に充当するため条例に基づいて設置されたもので、計画における重点的に実施する事業を、原則、基金事業として位置付け、事業経費の全部又は一部に基金を充当しています。置県財団では、文化芸術振興計画において県との役割分担を行った上で、様々な文化芸術振興事業を実施しています。

基金、置県財団のいずれも厳しい財政運営を強いられていることから、中長期的な施策展開のためには、より安定した財源の確保が課題となっています。

7 目標と方向性

文化芸術振興の意義について、文化庁の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」は、「人間性の涵養」「相互理解の促進」「質の高い経済活動の実現」「人類発展への貢献」「世界平和の礎」の五つを掲げています¹。また文化芸術の効果については、アーツカウンシル・イングランドが「文化芸術の価値に関する実証報告書」²の中で、経済的、健康福祉的、社会的及び教育的観点から、実証例をあげながら紹介しています。文化芸術の意義と効果については、その他多くの論文や報告書においても様々に述べられていますが、文化芸術に多面的な意義がありその効果が広範囲に及ぶことは異論のないところでしょう。

1. 文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」（H27.5、p.9「文化芸術振興の意義」）

1. 人間性の涵養

豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの

2. 相互理解の促進

他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するもの

3. 質の高い経済活動の実現

新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの

4. 人類発展への貢献

科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの

5. 世界平和の礎

文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの

2 アーツカウンシル・イングランド「文化芸術の価値に関する実証報告」（2015.12、抜粋）

“The value of arts and culture to people and society - an evidence review” Arts Council England

1. 経済的效果 Economy

- ・ 2011年にはインバウンド観光客の32%（1千万人）が文化芸術に参加した（消費額ベースでは42%）。
- ・ 国家歳出の0.1%以下の投資によって GDP を0.4%引き上げている。

2. 健康福祉の効果 Health and wellbeing

- ・ 文化活動等に参加した人のほうが自分は健康だと答えた割合が60%近く高い。
- ・ 文化芸術に触れる頻度と主観的幸せとは高い相関関係にある。
- ・ 文化芸術は、認知症、うつ病などの健康状態改善に効果があるという報告が多数ある。

3. 社会的効果 Society

- ・ 学校で芸術に親しむ学生がボランティアに従事する割合はそうでない学生の2倍。
- ・ 学校で芸術に親しむ学生はそうでない学生より選挙での投票率が2割高い。

4. 教育的効果 Education

- ・ 芸術をカリキュラムに取り入れている学校のほうが読解力と数学でより高いスコアを出す。
- ・ 計画的な文化芸術との関わりは子供や若者の認知能力を向上させる。
- ・ 低所得者層では芸術活動に参加している子供のほうが学位を取得する可能性が3倍高い。

文化芸術の意義と効果はいずれも人々の幸せにつながるものですが、地方の視点からそれらを総体として見ると「まちの魅力の向上」という言葉に集約されます。豊かな経済力を持ち、人と人とが調和し、安心して暮らせる住みやすいまち、その実現に文化芸術の力を役立てたいと考えます。

そのようなまちの魅力は若者をはじめとする多くの人々を惹きつけます。このことは、本県において大きな課題となっている人口減少問題、特に若者の県外流出にとって、解決の糸口となりうるものです。そこで、文化芸術の振興を人口減少対策の柱の一つと位置付け、本県が誇る優れた文化芸術の芽を原動力として、他を圧倒するような文化的・芸術的創造力にあふれた地域を実現することを政策目標として掲げます。

魅力あるまちを実現するには、何よりもまず、自分たち自身が自分たちの住むまちに魅力を感じ誇りが持てるようにならなければなりません。そのために、県民に文化芸術の楽しさを知ってもらい県全体としての文化力の向上が図れるよう、本県が有する様々な文化資源をすべての県民に届けることを第一の方向性とします。さらに、他の地域に住む人からも魅力的に見えるかというブランディングの発想も重要であることから、本県の文化芸術ブランド力の向上を目指すことを第二の方向性とします。

ア ー ト 断トツの文化芸術の力で香川を日本一住みたいまちに

◎ 香川の文化力アップのため文化資源をすべての県民のために

◎ 人々を惹きつけてやまない魅力あるアート県ブランドを確立

8 基本的な方針

「断トツの文化芸術^{アート}の力で香川を日本一住みたいまちに」という目標の実現に向け、一人でも多くの県民に文化芸術の楽しさを届けるとともに県の文化芸術ブランド力の向上を目指すという二つの方向性で施策を展開するに際しては、人材育成、環境整備、地域づくりの各分野において計9項目の基本的方針で臨みます。

I 文化芸術を担う人材の育成

香川の文化芸術の裾野を広げるため、県民が行う文化芸術活動への支援を充実させるとともに、県民が文化芸術を身近に感じ、文化芸術を地域づくりに生かしていくための橋渡し役となるアートマネージャーなどの人材の育成に努めます。また、文化芸術の将来を担う子どもや若者に対する文化芸術に関する教育をさらに充実させます。

- ① 県民による文化芸術活動を奨励するため、活動への支援や優れた功績の顕彰等を行います。
- ② 県民と文化芸術の橋渡し役となる人材の育成に取り組みます。
- ③ 子どもや若者が文化芸術に触れ、創造性を育む機会を充実させます。

II 文化芸術を育む環境の整備

一人でも多くの県民に本県の文化資源を届けることで、県民一人一人が様々な文化芸術に触れ、自ら参画し、親しむことができるようにするための基盤と環境を、関連する行政の他分野や市町、民間の文化芸術団体や企業等と連携しながら、整備していきます。あわせて、本県の有する文化芸術の魅力を発信するための環境づくりにも取り組みます。

- ① 県民が文化芸術に親しむことができる基盤と環境の整備、充実を図ります。
- ② 関連分野における行政同士や民間等との積極的な連携を図ります。
- ③ アート県ブランド確立に向けた戦略的な情報発信を行います。

III 文化芸術による地域づくり

国際的な知名度を有する瀬戸内国際芸術祭をはじめとして、香川の特徴ある文化芸術を活かした地域活性化やブランド形成につながる取組みを進めるとともに、文化財など文化資源の充実と積極的な活用を図ることで、県民がふるさとに誇りを持ち愛着を感じるような、「元気」な地域を創生します。

- ① 世界から注目されている瀬戸内国際芸術祭を人材育成や地域づくりの柱として引き続き実施します。
- ② アート県ブランドの形成につながる魅力的な祭典や展覧会等を開催します。
- ③ 文化資源の掘り起こしや磨き上げを図り地域づくりに積極的に活用していきます。

9 各主体の役割

文化芸術の振興にあたっては、県民や文化芸術団体、市町、大学などが、それぞれの役割を果たすことを期待するとともに、県はこれらと連携・協働しながら取り組みを進めていきます。

（１）県

- ① 県民や文化芸術団体等と協働して、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② NPOやボランティア等が活発に活動できるよう、参画しやすい仕組みを整えます。
- ③ 市町等と連携、協力し、文化資源の充実と、県全体における文化芸術の振興や地域の活性化を図ります。
- ④ 国や他の都道府県等と連携し、広域的な交流・相互理解を深め、本県の文化芸術の活性化を図るとともに、文化芸術団体等の自主的な交流の促進を図ります。
- ⑤ 企業等に対して、文化芸術活動への支援を行うメセナ活動の促進を働きかけます。
- ⑥ 文化芸術の発展への寄与を目的とする公益法人等と連携し、効果的な施策展開を図ります。

（２）県民・文化芸術団体

文化芸術の担い手として、自由な発想の下に、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割が期待されます。

（３）NPO、ボランティア

地域における文化芸術活動や文化財の保護や活用を活発にし、支えていく役割が期待されます。

（４）市町

基礎的自治体として県と連携しながら、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興施策を実施する役割が期待されます。

（５）大学等高等教育機関

教育・研究機関として、文化芸術における知的資源を活かし、創造性豊かな人材を育成するほか、地域の様々な文化芸術の課題解決に貢献する役割が期待されます。

（６）学校、社会教育施設

学校教育あるいは地域住民の生涯学習の場として活用されるとともに、地域住民にとっての文化芸術を活かした地域づくりの拠点としての機能が期待されます。

（７）文化施設

地域の文化芸術活動の拠点として、文化芸術を鑑賞する場、文化芸術に関わる人々の交流の場であり、また、文化芸術に関する情報発信拠点としての機能が期待されます。

（８）企業・団体

地域社会への貢献活動としてのメセナ活動を積極的に展開するなど、地域の文化芸術活動を支援する役割が期待されます。

（９）公益法人等

県民及び文化芸術団体の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に関する事業を推進する役割が期待されます。特に、置県財団には、計画を推進していく上で、県と緊密な連携を図りながら積極的に事業を推進する役割があります。